

「ウナネ」および「ウナネ社」について（下）

——伊賀・陸奥・上野・武蔵の事例から——

四、武蔵国の事例

武蔵国に「ウナネ社」が存在したことは、今のところ文献史料では確認できない。しかし、東京都世田谷区と神奈川県川崎市高津区の、多摩川をはさんだ両地域に「宇奈根」という地名が現存しており（図4参照）、この地がかつて「ウナネ社」の鎮座と何らかの関係があったらしいことをうかがわせる。実際、多摩川流域にあたる世田谷区宇奈根二丁目に鎮座する氷川神社は、以前は「宇奈根神社」ではなかったかとの説が、江戸時代の学者によってすでに唱えられている。

氷川神社の参道には見事な松並木が今も残るが、その境内は決して広くはなく、社殿としては三間の拝殿と、その奥に一間社神明造の本殿があるだけの小社である。境内に数基散在する石碑類は、宝暦七年（一七五七）銘の庚申塔を除くと、いずれも近代になって建てられたものである。そのうちのひとつ、昭和三十七年（一九六二）建立の「氷川神社復興記念碑」に次のように記されて

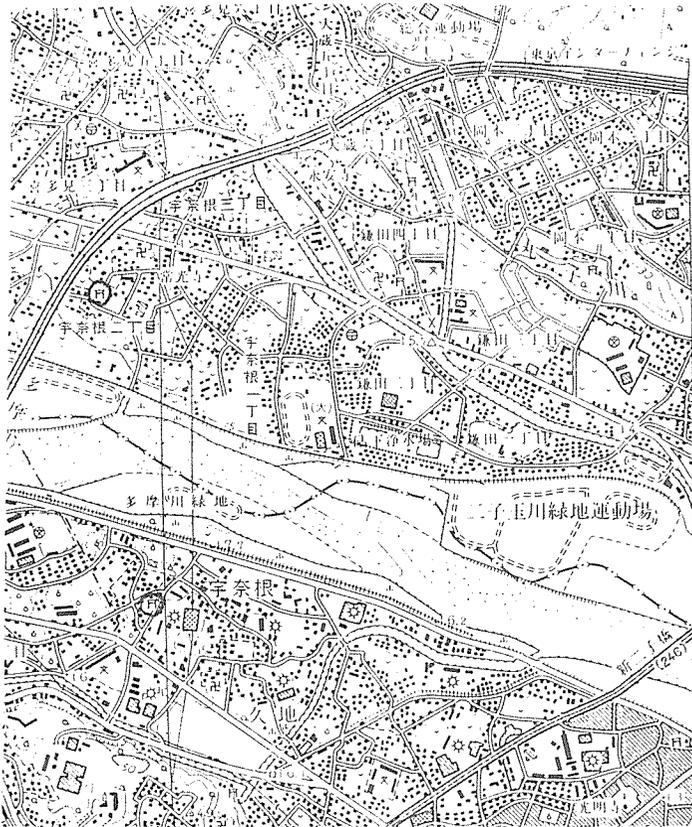


図4 武蔵国（東京都・神奈川県）の宇奈根地区と氷川神社
（1：25,000 溝口）

いる。⁽⁵⁶⁾

本社は宇奈根、喜多見、大蔵の三ヶ村に祭られた氷川明神の一社として建造、素盞鳴尊を祭り、宝永年間観音寺を別當として再建、

天明の末年、橘千蔭が當社を拝し、

うしことうなねつきぬきさきくあれとうしはく神にぬき奉る

と詠じた。

明治四年村社に列し、同十年再び造営、昭和二十五年五月廿五日戦災により社殿焼失、このたび氏子崇敬者の浄財より社殿新築工事が完成、その総経費全壹百九拾六万九千四百四拾六円、これを永くその芳志を碑面に残すことにする。

昭和卅七年十月吉日 宇奈根氷川神社氏子中

天明年間（一七八一〜八九）に当社に詣でて和歌を詠じた橘千蔭とは、賀茂真淵門下の歌人・国学者として知られる加藤千蔭のこと、この歌は彼の代表的著作である歌集『うけらが花』⁽⁵⁷⁾（初編本は享和二年＝一八〇二刊）に収録されている。また、やはり国学者・歌人として一派をなした小山田与清（村田春海の弟子で高田与清ともいう。弘化四年＝八四七没⁽⁵⁸⁾）が、文化十二年（一八一五）十一月、多摩川へ紅葉狩りに赴いた時の紀行文『世田谷紀行』⁽⁵⁹⁾にも、「天明と云年のすまのころ、橘千蔭がここにあそびし時氷川神社にまうでて」との詞書を付して、この歌が引用されている。

同書によれば、小山田与清は前日の十一月十七日に宇奈根村内にあった井伊家世田谷領の代官の一人、荒居以謙⁽⁶⁰⁾の宅に一泊したのだ

が、翌日は朝から雨降りので外出できないため、以謙が与清の心をなぐさめるために、これまで彼のもとに滞在した文人たちが、多摩川周辺で詠んだ歌をいくつか取り出して見せた。その中にこの加藤千蔭の歌もあり、早速書きとどめたのである。昼近くになって晴れ間が出てきたので、与清はかねてからの予定通り、鎌田村（宇奈根村の隣村で現在の世田谷区鎌田）の吉祥院（地藏寺）を訪れたが、その帰途、早速氷川神社にも立ち寄って自ら参拝した。その時、彼は感慨とともに、次のような興味深いことを書き記している。

宇奈根のさとの氷川の神にまふでぬ、これ千蔭がうなねつきぬきとよみて奉りし社也、そもそも宇奈根といふ名はいかなるゆゑ也けん、三代実録五の巻、延喜式神名帳などに伊賀国宇奈根神見えたれば、さる名の神をいはひまゐらせてより名におへりしにや

いつの世にうなねの神をいはひそめて里の名さへにいひならしけん

すなわち、与清は「宇奈根」という村名の由来について考証を試み、宇奈根神を勧請したことに起源があると推定しているのである。ここで披歴している文献の記事は、第一章の伊賀国の事例のところを取り上げた通り、『日本三代実録』貞観三年四月十日条と貞観十五年九月二十七日条、および『延喜式』巻九、神祇九、伊賀国廿五座、名張郡二座のうちの「宇流富志弥神社」のことを指している。与清自身は、宇奈根神はいつたいいつ頃勧請されて村の名として定着したのか、と歌に託しているのみだが、この着想が仮に正しいとすれば、「ウナネ社」の成立時期についてだけでなく、それが現

在の氷川神社に社号が変えられた時期や事情についても問題とならざるをえない。そこでまず、後者の点から検討しておこう。

宇奈根の氷川神社は、前に引用した境内の復興記念碑には、典拠不詳ながら宝永年間（一七〇四〜一）の再建と見えるのみだったが、『新編武蔵風土記稿』でも「……神体ハ白幣、イツノ頃鎮座セント云コトヲ伝ヘズ、村内観音寺持」とわずかに記されるだけで、⁽⁶¹⁾確かな勧請年時はこれまで不詳とされてきた。⁽⁶²⁾しかし、関東地方の氷川信仰の実態を全体的に考察することによって、おおよその成立時期を推定することは不可能ではないように思う。

『全国神社名鑑』によると、現在「氷川神社」は埼玉県の一六九社を筆頭に、東京都に六八社、福井県に九社、福島県に四社、神奈川県・島根・栃木・茨城各県にそれぞれ二社ある。埼玉・東京の二都県に圧倒的に多く分布していると言ってよいが、これは旧国名からすれば、九〇%以上が武蔵一國に含まれることになり、さらに詳しくみると、多摩川以東の旧入間・足立両郡内に濃密に存在し、豊島・多摩両郡がそれに次いでいることが指摘されている。そして、その本社が現在の大宮市高鼻町一丁目四〇七番地に鎮座する氷川神社であることは言うまでもない。当社は中世には「足立大宮」とも呼ばれ、武士層の熱烈な崇敬を受けて、武蔵一宮とされた小野神社を凌ぐ勢いを有していたことが知られるが、周辺地域に勧請され始めたのは十四世紀後半頃からのようである。従来、氷川神社の分社に關わる初例とされているのは、『鶴岡事書案』⁽⁶³⁾に引かれる応永四年（一三九七）九月四日付の武蔵国足立郡佐々目郷政所宛の下文に見える「氷川宮」（浦和市内谷に現存する氷川神社に比定される）で

⁽⁶⁴⁾あるが、金石文史料でも確実なものは、埼玉県北足立郡伊奈町小室に鎮座する応安三年（一三七〇）の棟札銘であることから、その点が裏づけられる。

氷川信仰が流布した背景については明確な史料の徴証は必ずしもないが、古くから農業神としての性格を有していたことから、豊田武氏は武蔵野における新田開発の進展が媒介となって広まったことを示唆されている。⁽⁶⁷⁾これに対して、領国経済の発展してくる戦国期に市が成立するのに伴ない、各地の市場を守護する市神として、市祭に關与した修験者によって勧請されたのではないかという説が、杉山正司氏によって提起された。⁽⁶⁸⁾それはいわゆる『市場之祭文』⁽⁶⁹⁾に所載された市の所在地に鎮座していた神社を、『新編武蔵風土記稿』から検索してみると、氷川神社が圧倒的に多いことから導き出されたものである。『市場之祭文』は延文六年（一三六一）に執筆され、⁽⁷⁰⁾応永二十二年（一四一五）に書写されたという奥書があるが、内容からすると最終的な成立は戦国時代の後半、岩付太田氏の勢力が後北条氏に包含されて以後とするのが通説である。⁽⁷¹⁾杉山氏はこれをさらに絞り込んで、永禄十年（一五六七）から天正十八年（一五九〇）の間に書かれたものと考証された。『新編武蔵風土記稿』は江戸時代後期の文政十一年（一八二八）に完成したもので、両書の記載内容には二百数十年の隔たりがあることになるから、安易に両者を比較して用いることには疑問もあるが、氷川信仰の一つのピークが戦国時代後期にあったことは事実のようである。そのことは例えば、今日代表的な末社の一つとなっている、浦和市宮本二丁目の氷川女体神社の来歴からもうかがわれる。当社はかつて同様に見沼周

縁部に位置していた大宮市高鼻町の氷川神社の本社、および大宮市中川の中氷川神社（現中山神社）とともに、古くから男体・女体・王子の三神からなる三社一体の關係で信仰されてきたとする見方もあったが、野尻靖氏が明らかにされたように、実は氷川女体神社は戦国期までは氷川神社と直接關係はなく、徳川家康の關東入府後の神祇政策によって、その末社的地位に甘んじるようになったものであった。

そこで、宇奈根の氷川神社であるが、当社は隣村の大蔵および喜多見の氷川神社とともに、「氷川三所明神」と古くから総称されてきている。これが何に起因するのか必ずしも判然としないが、三社が祭祀組織等で密接な關係を有し、勧請年時についてもほぼ同時期であったらしいことをうかがわせる。大蔵六丁目六番七号に鎮座する氷川神社は、『江戸名所図会』に「暦応元年当地の主江戸氏足立郡大宮の御神を勧請すと云、旧は唯一宗源の社なりしに、其後二百有余年を経て、天文年間松井坊といへる山伏奉祀の宮となり、両部習合す……当社昔は五所に並び建て宮居巍々たりしに、いつの頃よりか荒亡して唯一社のみ残り」とある。暦応元年（一三三八）創建のことは根拠不詳だが、天文年間（一五三二～一五五八）松井坊云々のところは、『新編武蔵風土記稿』所引の棟札銘にも、

永祿八年^(一五六五)乙丑正月十九日

武蔵國荏原郡石井土郷大蔵村氷川大明神第四ノ宮

神主田中松井坊敬白

とあり、かつて松井坊が別当を勤めていたことは疑いないようである。この棟札の裏面には「再建」の旨が明記されているので、この

地における神社の創建はこれ以前に遡りうるとしても、当社が氷川明神として信仰されるに至ったのは、松井坊の来住と無關係ではないと想定され、従って、足立大宮からの勧請は伝承にいう天文年間以降である可能性が高いことになろう。一方、喜多見四丁目二十六番一号に鎮座する氷川神社の方も、今日残る確実な史料は永祿十三年（一五七〇）卯月二十七日の紀年銘のある棟札である。

別當宮本坊代官香取新兵衛尉

奉再興氷川大明神社頭一字天道知見納受所

大旦那江戸刑部少輔頼忠

大工石渡 鍛冶正吉

文中に見える江戸頼忠は桓武平氏秩父流で、鎌倉幕府御家人江戸重長の末裔である。後述のように、木田見郷を領した一族は、名字を「木田見」とも称し、戦国期においても依然当地の領主として続いていた。その江戸氏を大檀那として、この時に社殿が新造されているわけだが、右の銘文には「再建」ではなく「再興」とある点に注意される。古くから鎮座していた神社を、修復とともに「氷川大明神」の名に改めたとのニュアンスも感じとれるのであり、その再興時期が大蔵の氷川神社と同じ永祿年間であることは偶然とは思われない。多摩川に沿ったこの地に氷川信仰がもたらされたおおよその時期が、これによって推察され、古くから「三社明神」の一つとされてきた宇奈根の氷川神社も、他の二社とはほぼ同時期の成立であったことが示唆される。すなわち、宇奈根神が氷川明神へと神格が変更されるに至ったのは、永祿年間をさほど遡る時期ではなかったことがうかがわれるのである。

以上の検討により、小山田与清が指摘したように宇奈根の地に「ウナネ社」が存在したとすれば、それは少なくとも永禄年間以前ということになるだろう。それでは「ウナネ社」が勧請されたのはいつ頃なのか、という点が次なる課題となる。この点を明らかにするには「宇奈根」の地名の初見も含め、この地区の歴史的経緯をたどってみる必要がある。宇奈根の地名は古代にはまだ現われない。今のところ初見は、武蔵国深大寺（現東京都調布市）の住僧長弁が自ら起草した文筆を集成した『私家抄』⁽⁷⁷⁾に所収される、応永二十二年（一四一五）六月日付の諷誦文の目下に「此草者宇奈根□地房小山佛子唱道之内所望之間、率爾染筆了」とあるものである。文意は宇奈根の「□地房」なる寺庵の小山仏子なる者に唱道した際、求められるままに執筆したということだろうか。この「□地房」は、同じく『私家抄』所収の応永三十三年（一四二六）八月日付の諷誦文の目下に「世田谷吉良殿逆修時木田見悉地房所望草……」と見える「悉地房」と同一のものと思われるので、当時宇奈根は木田見郷に属していたことがわかる。木田見郷は鎌倉期から見える郷名で、先に触れたように桓武平氏秩父流の江戸氏の一族木田見氏の本領であった。当初は荏原郡に含まれていたとみられるが、戦国期には多東郡（多摩郡が東西に分割されてできた郡）に属していた。⁽⁷⁸⁾逆に、『和名抄』所載郷の多摩郡瀬田郷の遺称を引く世田郷（現世田谷区瀬田が遺称）は、南北朝期頃には荏原郡に属していたことが知られる。⁽⁸⁰⁾このことから、現在の世田谷区喜多見から宇奈根・大蔵・鎌田・岡本・瀬田あたりにかけての多摩川流域の地は、荏原郡と多摩郡の境界に位置し、古来これらの地域の所屬郡はたびたび改変のあ

ったことが推測される。

いづれにしても、宇奈根の地名は十五世紀初め頃まで遡りうることが判明するので、「ウナネ社」も遅くとも同時期までに勧請されていた可能性があることになろう。しかし、「ウナネ社」の成立が「宇奈根」という地名の起こりであったと断定してよいかどうかはいま一度検討の余地がある。というのは、第一に前章で扱った上野国の事例でも、「ウナネ社」の存在を中世史料では確認できず、現存する「宇那（奈）根」の地名も、直接的には佐貫荘内の「うなね郷」に由来するものであったと考えられるからである。「ウナネ社」なる神社はこれまで挙げてきた諸例からわかるように、いづれも村落内の小社に過ぎない。そうした社号がはたして一郷の地名にまで転化することがあったかどうか。この点は、村名としては近世初頭から見える武蔵国の「宇奈根」にもあてはまることのように思われる。つまり、「ウナネ社」の社号の起源は神名にあるのではなく、もともと「ウナネ」なる地名、あるいはその地名の語源となった地形に由来しているのではないかということである。小山田与清の指摘とは逆になるが、このように考えることによって、「ウナネ」の語源と神社成立の関係がよりはっきりしてくる。

中世史研究者による「ウナネ」の語義の通説的理解は、大石直正氏の解釈に代表されるように「用水溝の付け根」「用水の取水口」というものであった。この説については、これまで伊賀・陸奥・上野の各国の事例を検討したところでも批判的見解を述べてきたが、最もこの説が成り立ちがたいと思われるのが、この武蔵の場合なのである。その理由は、一般に多摩川の水が灌漑用水に利用されるの

は近世に入ってからであつたし、とりわけ宇奈根村については近世においても、『新編武蔵風土記稿』に「和泉・岩戸・駒井・喜多見四村の残水ヲ以テ田地ノ用水トナセリ」と記されるように、その用水確保は周辺四ヶ村の残水を分けてもらっていたのが実情であつたからである。このように宇奈根地区は多摩川に面してはいるものの、「ウナネ社」の成立当時、「用水の取水口」とは無縁の地であつたとみられる。とすれば、やはり「ウナネ」の語源については、伊賀国の事例のところで紹介した清水潔氏の説が生きてくるのである。清水潔氏は九条家本『延喜式』の祈年祭祀詞式の古訓により、「ウナネ」を「首の付け根」の意とされ、鎮座地が名張川の屈曲点の先端に位置していたことにより生じた神名と推定されたのであつた。橘千蔭も前引の歌で「うなねつきぬき」と本歌取りした、『延喜式』の祈年祭祀詞式の関連部分を、九条家本の古訓に従つて書き下し文でもう一度引用しておこう。

…宇事物頸根^{うすじものねね}抜き^ぬ抜きて、皇御孫命^{すめみまのみこと}の宇豆^{うまづ}の幣帛^{はに}を稱辭^{なづ}竟^まへ奉らんと宣^{のたま}ふ。

金子武雄氏の解釈によれば、⁽⁸³⁾右の一節はだいたい「あたかも鵜が頸を水中に衝き入れるように、首を前へ深く垂れ下げて敬い拝し、皇祖神の御子孫の貴く立派なお供え物を、讃辞を尽くして献上するように言つてきかせます」といった意味になる。とくに「頸根衝き抜きて」の部分は『日本国語大辞典』などでも同様の語釈をしており、⁽⁸⁴⁾国語学的にはほぼ定説になつているようである。清水潔氏は伊賀国の「ウナネ社」の場合のみに限定して考証されたに過ぎないが、「ウナネ社」の鎮座地は陸奥国の磐井川流域の場合も、上野国

の利根川流域の場合も驚くほど似かよつていることに気づく（図2、3参照）。すなわち、伊賀国の名張川ほど顕著ではないが、「ウナネ社」の鎮座地ないしは「ウナネ」の地名の残る場所は、いずれも河川が大きく湾曲して突き出たところに位置しているのである。そして、武蔵国の宇奈根地区の場合、本来の地形はさらにそのことがはっきりしていた地点であつたことが判明する。

多摩川に沿つた「宇奈根」は、前述のように東京都世田谷区と神奈川県川崎市高津区、多摩川をはさんだ二ヶ所にある。これは本来の宇奈根地区が多摩川の流路によって分断された形になつているのであり、常識的にみて、度重なる洪水に伴なう河道の変遷によるものであることは明らかであろう。明治四十五年（一九一二）東京府と神奈川県境界変更の際に、右岸の宇奈根地区が神奈川県橘樹郡高津村に編入されるまでは、近世を通じて一村を形成し、当時は渡河点に位置するなど兩岸は現在よりも緊密に結ばれていたのも、そうした元来一まとまりの地であつたことの名残りであつた。このようにみると、ある時期までの宇奈根地区は多摩川の屈曲点の先端に突き出たような地形をなしていたことが想定されるのであり、「鵜が頸を水中に衝き入れるように、首を前へ深く突き出した」といった形容がぴったりとあてはまる場所だったのである（図5参照）。

ところで、多摩川が「暴れ川」「荒れ川」として有史以来、氾濫をくり返し、流域住民の生活を脅かし続けてきた経緯については周知の通りであり、その度ごとにたらされた被害の甚大さについては、近くは昭和四十九年（一九七四）の大水を想起するだけで十

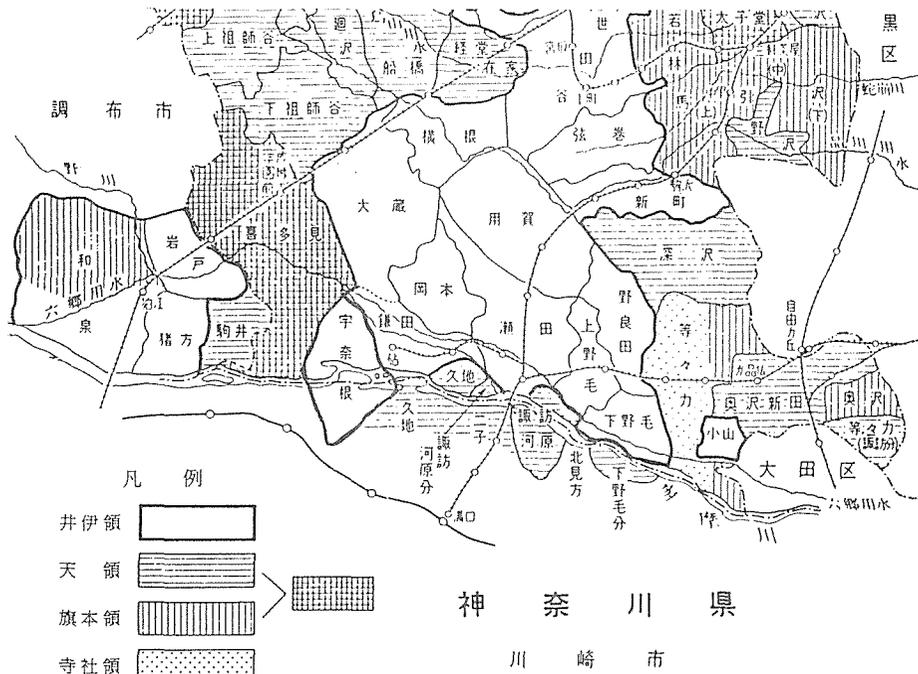


図5 文化年間における「世田谷」支配関係推定図と宇奈根村 (『世田谷史料』第3集より)

分であろう。そうした多摩川流域の中でも、宇奈根地区は河川の蛇行が造った半島状地形の由に、洪水の際には最初に分断されやすく、最も被害を蒙りやすい場所であったとみられる。ここではむしろ、そのことを示す事例をいくつか挙げておくこととしたい。まず第一には、現在の喜多見から瀬田あたりにかけての地が、古来多摩郡と荏原郡の境界に位置していて、これらの所屬郡がたびたび変化するという点を前に指摘したが、近世の宇奈根村自体も、本来は荏原郡であったが元禄年間(一六八八〜一七〇四)頃に多摩郡に属するようになったとされている⁽⁸⁷⁾。そして、これが洪水の影響によるものであることは、例えば井山家文書⁽⁸⁸⁾の中に、宝永七年(一七一〇)五月、久地村・宇奈根村・大蔵村・鎌田村四ヶ村の間に、多摩川の流跡變更に伴って境界論争が生じたことを示すものが含まれていることなどからも推察されよう。『新編武蔵風土記稿』によれば、当時村内を流れていた宇奈根川が、「今宇奈根川と唱ふるは、多磨川の跡なりしと云」とあり、これなどは河道の変遷の激しさを具体的に示すものである。代々宇奈根村の名主を勤めた荒居氏が、「多摩川筋川除普請肝煎役」に命じられていたのも、そうした頻繁な洪水への対処のためであったと考えられる。

第二は宇奈根地区の地勢や土地柄である。『新編武蔵風土記稿』によると、当村の「土性ハ一円ニ真土」と見え⁽⁸⁹⁾、これは一般的には耕作に適したすぐれた土壌であったことを意味している。宇奈根地区が比較的早くから開発され、前述のように宝町時代には悉地房なる寺庵が存在したのも、そうした土地柄の由であろう。しかしその一方で、文化五〜六年(一八〇八〜九)幕府の勘定所に勤務してい

た大田南畝が多摩川治水視察を命ぜられた折に、余暇に見聞した市井の雑録をまとめた『向岡閑話』⁽⁹¹⁾には、「宇奈根村はもと見取場なり」とある。見取場とは収穫高が異なるため、毎年坪刈して納米高を定めた地をいうから、耕地としてはかなり劣悪で条件の悪い土地柄であったことがわかる。「真土」であったことと矛盾するようだが、これも洪水・氾濫を受け続けていたという歴史的特性と無縁ではない事例と言うことができよう。

このほか、宇奈根地区の小字名には「中島」「龍王」といった興味深いものが現存することも注意される。「中島」については改めて語源を検討する必要はないであろうが、「龍王」は正しくは「八大龍王」という、仏法の竜神名に因む地名と考えられる⁽⁹²⁾。八大龍王は水を司どる神で、とりわけ雨乞い、もしくは逆に降雨を抑えるために信仰された。すなわち、この地名の残ることは、かつてこの地で洪水除けとして止雨祈禱が行なわれていたことを示唆しているのである。以上のようにみても、多摩川流域の宇奈根の地は、洪水除けの神としての「ウナネ社」が成立する場所としては、地理的にも実態的にも、その条件を満たしていたと言いうことができるのである。

むすび

「ウナネ」地名および「ウナネ社」の性格について、伊賀・陸奥・上野・武蔵の四ヶ国の事例を検討してきた。「ウナネ社」はいずれも通説では用水の守護神と考えられてきたものだが、「ウナネ社」の鎮座地、あるいは「ウナネ」の地名の残る場所の地理的条件、環

境、周辺の習俗等を総合的に勘案すれば、実は洪水除けの神であったとみるのが妥当であるとの結論に達する。これまで用水の守護神とされたのは、田畑の開発には灌漑用水が不可欠であるとの共通認識、もしくは暗黙の前提が中世史研究者の間に存在することによると思われる。確かに用水がなければ農耕、とりわけ水田耕作は不可能であり、実際中世には用水相論もあとを断たなかった。しかし、用水そのものだけがことさらに神格化したり、あるいは用水を守護するためだけに神が勧請されるという事態がありえたであろうか。田植えの時期には苗代や田の水口で、田の神などの広い意味での水神⁽⁹³⁾の祭りが行なわれるような慣行は、今日でも各地でみられるが、「用水神」を恒常的に神として祀っておこうという意識があったかどうかといえ、やや疑問である。むしろ、農民の脳裏を常に支配していたのは、旱魃にならないか、冷害に遭わないか、あるいは蝗害に遭わないかといった、不作に直結するさまざまな災害への不安感であったが、大河の流域で生活する人々にとっては、最大の懸念が水害であったのである。

注

- (1) 『平安遺文』二八九号、『伊賀国黒田荘史料』一
- (2) 前掲の『平安遺文』および『伊賀国黒田荘史料』では「宇奈根」を「宇奈抵」と翻刻しているが、清水潔氏（注(13)参照）が指摘しているように、東大寺文書の原本では紛れもなく「宇奈根」と読めることを、一九九三年五月二十四日に実施した東大寺図書館における調査で確認した。ここでは、この点を先取りしている。

- (3) 『平安遺文』四〇五〇号
- (4) 菊岡行宣著、貞享四年(一六八七)成立。伊賀史談会による刊本がある。
- (5) 藤堂高文編、宝暦元年(一七五一)成立。上野市古文献刊行会による刊本がある。
- (6) 藤堂元甫編、宝暦十三年(一七六三)成立。『大日本地誌大系』第二〇、二一巻所収
- (7) 『日本の神々 神社と聖地』第六巻(一九八六年)の「宇流富志 禰神社」の項(森川桜男氏執筆)
- (8) 「中世的河川交通の展開と神人・寄人」(『日本中世開発史の研究』所収、一九八四年)
- (9) なお、上記の両氏とも大家子明神を用水神と考えている。水に関わる神であることは疑いないとしても、それがすなわち用水神であるということにはならない点に注意を要する。
- (10) 『伊賀国黒田荘史料』第二巻四七三号
- (11) ただし、のちにも触れるように森川桜男氏は、若宮の所在地を現在の名張市丈六地区に比定している。
- (12) 『鎌倉遺文』二六二一四号
- (13) この点については、『式内社調査報告』第六巻東海道1(一九九〇年)の「宇流富志弥神社」の項(清水潔氏執筆)で論及されている。
- (14) なお、清水潔氏(前注参照)は「宇流富志弥」の語義について、『和名類聚抄』の「宇流之彌」を根拠に、粳米(粘り気を持たない常食用の普通の米)とする注目すべき見解を述べている。
- (15) 一九九三年五月二十四日の現地調査による。
- (16) 『日本歴史地名大系24三重県の地名』(一九八三年)の「宇流富志弥神社」の項(八九八頁)による。
- (17) 同右、「積田神社」の項(八九一頁)
- (18) 『群書類従』巻第十七、神祇部十七
- (19) 黒田氏前掲論文(前注(8))
- (20) 「板縄袖・薦生牧と四至」(前掲『日本中世開発史の研究』所収)
- (21) 『講座日本史』第二巻封建社会(一九七〇年)所収
- (22) 前注(7)参照
- (23) 森川氏は東大寺文書の治暦二年(一〇六六)三月十一日元興寺大僧都房政所下文(『平安遺文』一〇〇二号)に依拠して、「名張郡司文部為延が農民を組織して名張川の旧河道に用水溝を掘り、みごと開発に成功した」と指摘されているが、この文書は為延が名張郡築瀬郷の荒野十七町余の開発を請け負い、三年間の地利を免除されたという内容であり、この史料のみからは森川氏のような解釈はできないように思われる。
- (24) 前注(13)参照
- (25) 三浦澄彦編『中尊寺宝物手鑑』、『平泉町史』史料編Iなどに所収
- (26) 大石直正氏以外の関係論考として次のようなものがある。伊藤信「辺境在家の成立―中尊寺領陸奥国骨寺村について―」(『歴史』第一一五輯、一九四七年)、谷岡武雄「平野の開発―近畿を中心として―」(一九六四年)第九章第一節、小山靖憲「荘園村落の開発と景觀」(小山靖憲・佐藤和彦編『絵図にみる荘園の世界』所収、一九八七年)、吉田敏弘「中世絵図読解の視角」(同上所収)、吉田敏弘「骨寺村絵図の地域像」(葛川絵図研究会編『絵図のコスモロジー』下巻)、松井吉昭「陸奥国骨寺村絵図」(荘園絵図研究会編『絵引荘園絵図』所収、一九九一年)
- (27) 『東北学院大学東北文化研究所紀要』一五号、一九八四年
- (28) 吉田敏弘氏前掲論文「中世絵図読解の視角」(注(26))
- (29) 佐藤信氏前掲論文(注(26))など
- (30) 羽下徳彦編『北日本中世史の研究』所収、一九九〇年
- (31) このうち、ウンナン神に触れた柳田国男の著作としては次のよう

- なものがある。「桃太郎の誕生」（『定本柳田国男集』第八巻所収、一九六二年）、『大白神考』（同上第十二巻所収、一九六三年）、『勝善神』（同上第二十七巻所収、一九六四年）
- (32) 「奥羽に於ける先住民の祭神」（『旅と伝説』一〇九号、一九三七年）、「ウンナン神につき」（同上二二六号、一九三八年）
- (33) 「鰻と水の神」（『旅と伝説』二二六号、一九三八年）
- (34) 「東北地方の神祠」（『旅と伝説』一八二号、一九四三年）
- (35) 「奥州におけるウンナン神とホウリョウ神」（『史潮』四八号、一九五三年）
- (36) 「雲南権現について」（『東北民俗』二輯、一九六七年）
- (37) 「鰻と虚空蔵信仰―禁忌の歴史民俗学的一考察―」（『民俗学研究』四一巻三号、一九七六年）
- (38) なお、宇那根田が檜山川のほとりにあることも根拠にしているが、この点は全く、宇那根社が用水神であることの根拠にはならない。
- (39) 谷岡氏前掲論文（注(26)）
- (40) 大石氏前掲論文「中尊寺領骨寺村の成立」
- (41) 只野淳「北上川の変遷」（『宮城縣史』8土本、所収、一九五七年）、近世村落研究会編『仙台藩農政の研究』（一九五八年）、一九九〇年三月二十九日に実施した現地調査での聞き取りによる。
- (42) 『日本歴史地名大系10群馬県』（一九八七年）七五四頁、『板倉町史通史』上巻（一九八八年）四二五―六頁など。
- (43) 『群馬県史資料編』5中世1などに所収
- (44) 『館林市誌歴史篇』（一九六九年）八二―三頁掲載
- (45) 『日本歴史地名大系10群馬県』（前掲）七四四頁
- (46) 尾崎喜左雄『上野国神名帳の研究』（一九七四年）所収
- (47) 前掲『館林市誌歴史篇』六三頁
- (48) 『利根川中流地帯板倉町周辺低湿地の治水と利水―水場の生活と知恵―』（板倉町史基礎資料第八四号、『板倉町史』別巻四資料編、一九八〇年）
- (49) ただし、峰岸氏はあくまでも「ウナネ」の語源に触れているだけで、この地に「ウナネ社」が存在したことを想定されているわけではない。
- (50) 小口偉一・柳川啓一・藤井正雄・藪田稔・黒川弘賢「利根川流域における川と宗教生活―群馬県邑楽郡板倉町を中心として―」（『人類科学』二〇集、一九六七年）、北見俊夫『川の文化』（一九八一年）一七三―八頁、など
- (51) このほか、藤井正雄「湛水被害地における水と宗教生活―群馬県邑楽郡板倉町石塚の場合―」（『人類科学』二二集、一九六八年）が、この地区の日常的な信仰について分析している。
- (52) 前掲『利根川中流地帯板倉町周辺低湿地の治水と利水―水場の生活と知恵―』二五―七頁
- (53) なお、近藤義雄「恵信尼文書の佐貫について」（『信濃』二二巻一―号、一九七一年）は、親鸞が配所の地越後から関東に入って最初に立ち寄った、恵信尼文書所見の「佐貫」とは具体的には上野国佐貫荘板倉郷の宝福寺であるとし、この地で三部経の千部読経を放棄して決定的廻心した（建保二年―二一四）のは、水害に苦しみぬいている農民の姿に接して、彼らに心の救いを与えるのは経をあげ祈禱による一時的な救いでなく、ただただ六字名号（南無阿弥陀仏）を唱えさせる以外にないことを悟ったのではないかという、興味深い論旨を展開させている。この点については、前掲『板倉町史通史』上巻四五六頁以下でも言及されている。
- (54) 長良神社（中流域）、大杉神社（下流域）とも、ほぼ東遷後の利根川流域に沿って分布していることから、その点が推察される。なお、西角井正慶・坪井洋文・倉林正次「利根川中流における神社信

- 仰—ナガラ神社を中心として—」(『人類科学』二〇集、一九六七年)、倉林正次・黒川弘賢・坪井洋文「利根川流域における神社信仰の特徴」(九学会連合利根川流域調査委員会編『利根川—自然・文化・社会—』所収、一九七一年)などを参照。
- (56) 一九九二年二月十三日に実施した現地調査による。
- (57) 『日本名著全集』和文和歌集上、『校註国歌大系』第一六巻、『続日本歌学全書』第二巻、『有明堂文庫』などに翻刻
- (58) 国学院大学日本文化研究所編『和学者総覧』(一九九〇年)
- (59) 『世田谷区史料』第一集所収。稿本は所在不明で、明治三十七年(一九〇四)早稲田大学講義録に収録されたものを底本とするという。
- (60) 荒居氏はもともと後北条氏の家臣で、帰農して代々宇奈根村の名主を勤めた家柄。以謙は多摩川筋川除普請肝煎役を命ぜられて、代官の地位を与えられたとされる(『角川日本地名大辞典13東京都』九〇一頁)
- (61) 『新編武蔵風土記稿』巻之百二十七、多摩郡之三十九
- (62) ちなみに、川崎市高津区宇奈根の水川神社は、昭和二年(一九二七)に世田谷区宇奈根の水川神社から分祀されたものである(『角川日本地名大辞典14神奈川県』一〇八六頁)
- (63) 『続群書類従』巻第八百七十六、雑部二十六
- (64) 『新編埼玉県史』通史編二中世(一九八〇年)四〇六頁、『角川日本地名大辞典11埼玉県』(一九八〇年)四〇六頁
- (65) ちなみに、管見に触れたもので水川神社の分祀に関わる最も古い年紀を有する史料は、東京都東大和市清水上宅部に鎮座する水川神社に、弘化三年(一八四六)に焼失するまで所蔵されていたという、建保二年(一二二四)の棟札銘(稲村坦元編『武蔵史料銘記集』二八号)だが、これは文中に「大工棟梁」「六月吉日」といった文言があり、鎌倉期の文章とするには疑問がある。
- (66) 稲村坦元編『武蔵史料銘記集』一九八号
- (67) 『武蔵野の開拓と神社』(『角川日本地名大辞典・月報』一号、一九七八年)
- (68) 「中世末武蔵東部の市における諸問題—岩付を中心として—」(『埼玉県立博物館紀要』七号)
- (69) 『武州文書』第十五分冊、大口村武助所持
- (70) 豊田武『増訂中世日本商業史の研究』(一九五二年)
- (71) これについては拙稿「旧利根川水系と多摩川水系の交流—女体社の性格と分布の特徴からみた—」(『地方史研究協議会編『河川をめぐる歴史像』所収、一九九三年)
- (72) 東京都神社庁編纂発行『東京都神社名鑑』上巻(一九八六年)
- (73) 『江戸名所図会』巻之三、水川明神社の項(角川文庫版による)
- (74) 稲村坦元編『武蔵史料銘記集』七〇四号
- (75) 同右、七一九号
- (76) 「木田見」は「喜多見」「北見」などとも表記。現世田谷区喜多見が遺称。
- (77) 『続群書類従』巻第八百三十三、釈家部第百十八
- (78) 『角川日本地名大辞典13東京都』(一九七八年)一三四頁の「荏原郡」の項
- (79) 木田見郷は中世「牛丸郷」「中丸郷」などとも呼ばれたことが知られるが(前掲『角川日本地名大辞典13東京都』の「木田見」の項)、前掲の喜多見水川神社の棟札銘(裏面)に「武蔵下多摩郡中丸喜田見」と見えることから、その点が知られる。
- (80) 前掲『角川日本地名大辞典13東京都』四二三頁の「瀬田」の項
- (81) 平野順次「多摩川水運史へのアプローチ」(『地方史研究』二二四号、一九八八号)
- (82) 前注(61)参照
- (83) 金子武雄『延喜式祝詞講』(一九五一年)

- (84) 『日本国語大辞典』第二卷（一九七三年）七〇七頁の「うなね
項根」の項
- (85) 『角川日本地名大辞典13東京都』一九〇二〇頁の「うなね」の
項
- (86) 内田和子「多摩川流域の渡河点」（『多摩のあゆみ』二八号、一九
八二年）
- (87) 前注(61)参照
- (88) 『世田谷区史料』第三集所収
- (89) 前注(61)参照
- (90) 同前
- (91) 『日本随筆大成』第一期第七卷所収
- (92) 鏡味完二・鏡味克明『地名の語源』（一九七七年）
- (93) 水神と一口に言っても、「飲料水の守護神」「灌漑用水にかかわる
神」「筏乗りや船頭が信仰する神」「漁民の祀る神」「水難よけ・防
水の神」などに分類できることを、直江広治「利根川流域における
水神信仰」（『人類科学』二二集、一九六九年）が指摘している。ま
た、水口祭については用水の神を祭る祭礼ではなく、苗代の完成と
無事田植えを行えることに対する感謝祭であるとする木村茂光氏の
研究がある（『中世農民の四季』、戸田芳実編『中世の生活空間』所
収、一九九三年）

（一九九四年四月二八日 受理）